

会員各位

(公社) 全国ビルメンテナンス協会  
会 長 一 戸 隆 男

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う  
雇用調整助成金の特例措置について（情報提供）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が急激に縮小する事業所が生じていることに鑑み、厚生労働省では「雇用調整助成金」の特例措置を実施しています。

具体的には、①令和 2 年 1 月 24 日以降の休業等計画届の事後提出が可能、②生産指標の確認期間を 3 か月から 1 か月に短縮、③令和 2 年 1 月 24 日時点で事業所設置後 1 年未満の事業主についても助成対象に、④最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象に、などです。

特例措置は随時追加等が行われるとされておりますので、詳細は厚生労働省ウェブサイト（下記 URL）をご確認ください。

敬具

【参考】雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。

【参考 URL】

・雇用調整助成金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置に関する Q&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604241.pdf>

..... 【本件に関する問い合わせ先】 .....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 松永  
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階  
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 matsunaga@j-bma.or.jp